

みんなの願い 力あわせて実現させよう

- 職員を大幅に増やし、利用者の安全・安心が保障され、職員の生活も守れる福祉職場にしてください。
- 賃金を大幅に引き上げ、処遇を抜本的に改善してください。
- ★願いを実現する国会請願署名にご協力を!

福祉職場を組合の力で改善させよう

- 職場に国に自治体に、労働法令の遵守と、大幅な増員と賃金改善を求めよう
- 休憩・休暇・研修が保障され、働き続けられる職場にしよう
- 改善を実現するためにみんなで福祉保育労に入ろう



★組合員同士のたすけあい「福祉保育労共済」も
いざという時のあなたの力になります



全国福祉保育労働組合 (福祉保育労)

〒111-0051

東京都台東区蔵前4-6-8 サニープレイスビル5F-A

電話 03(5687)2901 FAX 03(5687)2903

http://www.fukuho.info/ メール mail@fukuho.org



ツイッター…@fukuho_info



フェイスブックもやってます!



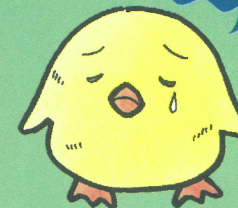
子どもや高齢者、障害者のいのちと生活を支える

SOS! 福祉職場に 職員が足りません!

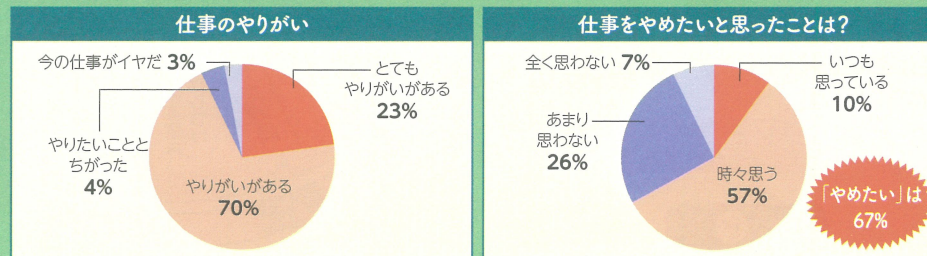
仕事が全然
おわらないちゅん。



これじゃあ、
家庭と両立できないし、
自分の時間なんて
持てないピヨ。

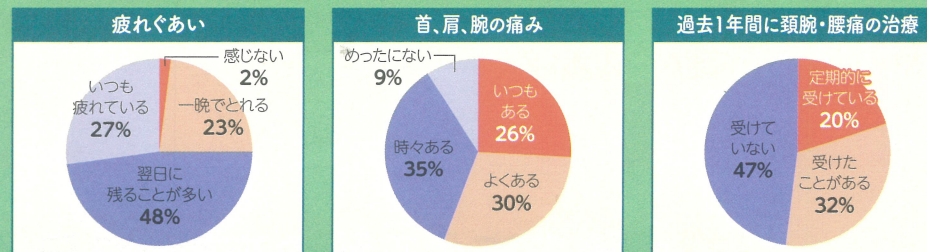


★福祉の仕事 やりがいあっても 3人に2人が「やめたい」



※「福祉に働くみんなの要求アンケート」福祉保育労が2016年秋に実施、3,293人が回答

★疲れも取れず、痛みも抱え、無理を重ねて…



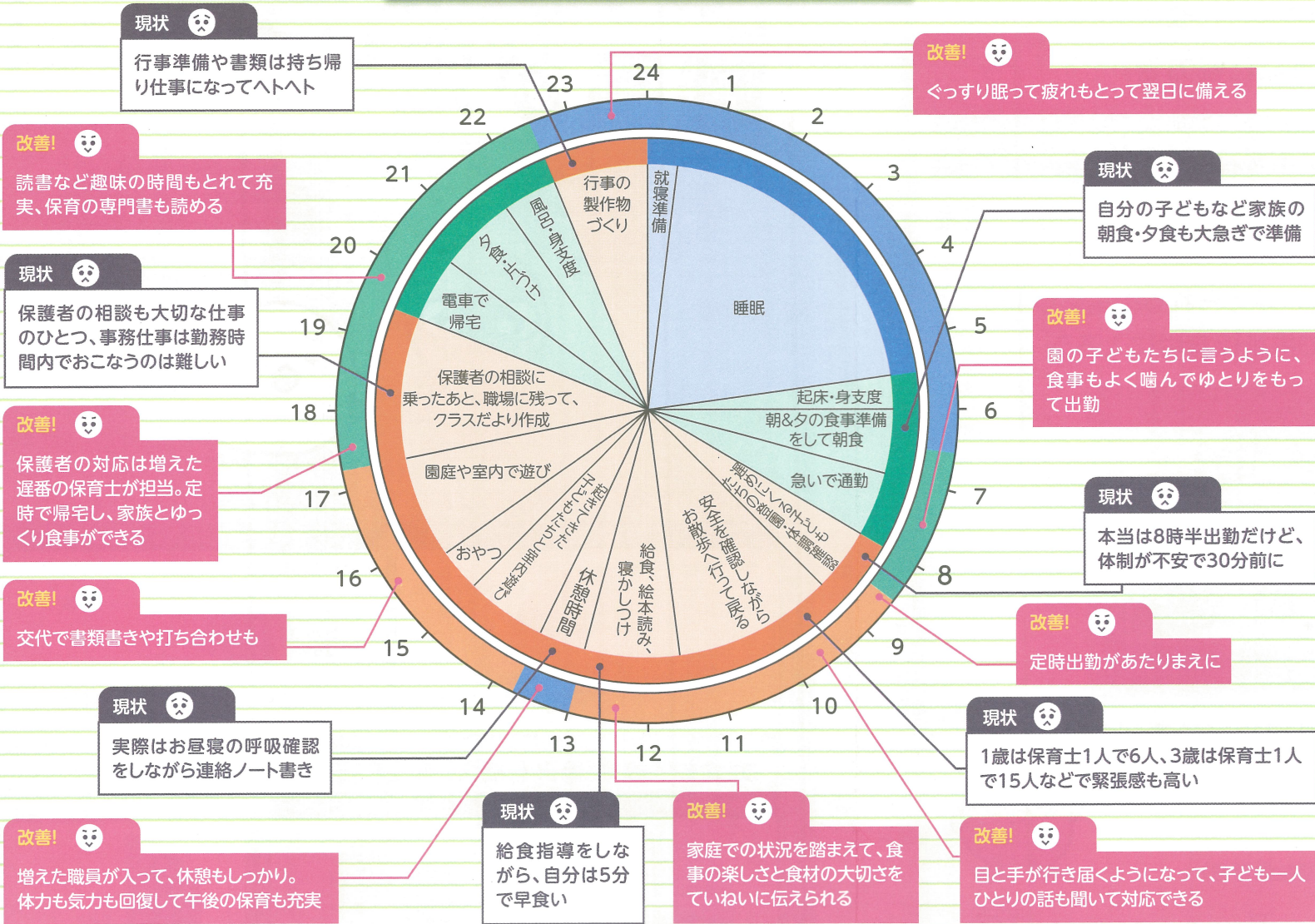
※「福祉職場で働く仲間の頸腕・腰痛やストレスアンケート」福祉保育労が2014年10～12月に実施、2,967人が回答

保育を支える私の1日 時間に追われて

始業8:30～終業17:15(休憩45分)の場合の一例

■ 仕事の時間 ■ 休息の時間 ■ 自分と家族の時間

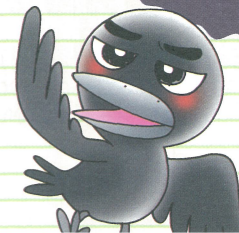
職員が増えたら
外枠のように改善
できるんじゃない!



職員が増えたら

- 成長・発達に応じた対応がていねいにできる
- 外遊びなどの回数や内容も充実する
- 平日の研修にも参加でき、よりよい保育が実現
- 保護者との相談・アドバイスも知識とゆとりをもって
- 職員の子育てと仕事との両立ができるように

こんな現状でよく働いてるカア。



介護を支える私の夜勤の1日 休む時間もなく

始業16:00～終業9:00勤務の一例(均等時間は17時間)

遅出の職員も帰ったなか、厳しい体制に。フロアで1人での対応が多く、高齢者の転倒やケガ、体調の急変など、緊急事態も

改善! 😊
複数の職員で勤務できるようになり、他の高齢者を見守りつつ、緊急事態への対応も可能に

現状 😞
おにぎりを数分で食べてすぐに仕事に戻る

改善! 😊
深夜に備えてしっかり食事

現状 😞
食事、排せつなどの介助で手一杯

改善! 😊
職員が増えたら始業時間も遅めでOKに

現状 😞
人が足りないことが心配で30分早めに出勤

改善! 😊
夜勤の回数も減って、家族と過ごす日も多くなる

改善! 😊
コールで待たせる時間も短くなって、ゆとりが

現状 😞
職員1人あたり20人の対応や記録に追われるため、2時間あるはずの仮眠はほぼとれず、疲れがたまる

改善! 😊
仮眠も2時間しっかりとれるようになり、朝まで集中力を切らさずに

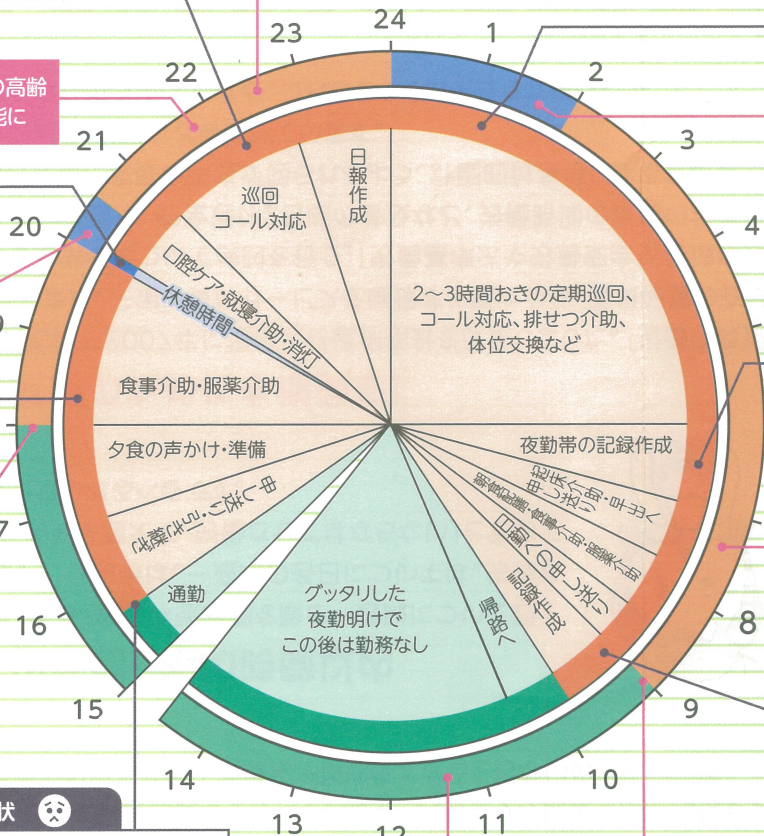
現状 😞
忙しく介助の対応が続き、この時間では記録が書けない

改善! 😊
「おはようございます」の声も元気に

現状 😞
本来の記録作成時にはできず、不払い残業で書いてから帰る

改善! 😊
定時上がりに、申し訳なさもなくなる

■ 仕事の時間 ■ 休息の時間 ■ 自分と家族の時間



職員が増えたら

- 週2回がギリギリの高齢者の入浴回数を増やせる
- レクリエーション、行事などの回数や内容も充実
- 研修や会議の時間もとれるようになり、介護の質も向上
- 職員が定着して、高齢者もその家族も安心
- 食事、入浴、排せつで精一杯でなく、コミュニケーションも豊かに
- 職員不足を理由にした定員の縮小もなくなり、待機者も減る

職員が増えたら仕事にゆとりもできるちゅん



経営者と利用者・家族も思いはいっしょ!



社会福祉施設経営者同友会 会長 茨木範宏さん

命と暮らしが大切にされる社会福祉へ大幅な職員増を

社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人に対する企業型の組織や会計への転換がすすむなか、地域における支えあい・助けあいのとりくみが促進されています。今でも積算根拠の不明な報酬単価による財政難と、人材不足による利用者・労働者へのしわ寄せが起きているなか、ますますの経営困難が予測されます。「自助」を前提に「互助」を制度の基本とする社会福祉は、国の責任を定める憲法25条違反であり、決定的に低い賃金や労働環境の改善は公的保障があってこそ実現します。人間の命と暮らしが大切にされる社会福祉、それをにう福祉労働者の処遇改善、とりわけ大幅な職員増は労使共通の願いです。



障害者の生活と権利を守る 全国連絡協議会 副会長 新井たかねさん

福祉労働の地位向上・職員の増員は切実な願い

障害者の生きる基盤となる「暮らしの場」が圧倒的に足りない深刻な事態と、職員不足の危機的状況の一刻も早い改善を求めています。45歳になる娘は意思表示の困難な重度障害者ですが、職員のみなさんは長年の関わりのなかで、娘の思いをくみ取り、娘らしい生き方をと願い、豊かな人間関係、信頼関係を築いています。職員の専門性・感性・想像力は、障害のある人たちの生き方を左右します。人権意識と専門性を高め、感性や想像力、洞察力が磨ける労働環境が、そして実践が継続され、蓄積されるために、動き続けられる条件整備が必要です。福祉労働の地位向上、職員の増員は切実な願いです。

職員不足の原因は、低い基準と少ない予算です！

利用者の安全・安心と労働法令が守れる予算が見積もられていない！

福祉職場では、利用者(子どもや高齢者、障害者)に対する国の職員配置基準が、現場の実態に合わない低い水準です。そのため、各施設・事業所では、利用者の安全を守って一人ひとりに十分な対応ができるように、基準以上の職員を配置しています(保育所では全国平均で1.8倍、介護施設で1.5倍)。それでも、職員は休憩・休暇が取りづらく、不払い残業も少なくありません。

福祉職場の人件費財源は、不十分な職員配置基準で積算された額だけが、公費や保険料から出されています。そのうえ、積算のもとになる一人分の賃金は、健康で文化的な生活を維持できない水準に抑えられています。

そのため、利用者処遇を維持するために職員配置を手厚くすれば、一人あたりの賃金を国が見積もっている額より大幅に下げるか、正規雇用の職員を非正規雇用で置き換えざるを得ないのが実態です。

働くルールの原則は1日8時間・週40時間以内

労働基準法第32条は「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない」「使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない」と定めています。働くルールの原則は最優先で守られるべきです。



国の掲げた目標の早期実現のためにも増員を！

厚生労働省は、福祉人材の確保にむけて2007年に福祉人材確保指針を改定しました。「労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置の在り方に係る基準等について検討を行う」「労働基準法や労働安全衛生法の労働関係法規の遵守、完全週休2日制の普及など、労働時間の短縮の推進に努める」「仕事と家庭の両立が図られるよう、計画的付与等による有給休暇の完全取得の推進」などを掲げています。

改定から10年を迎えたなか、これらをすぐに実施させましょう。

仕事も
家庭も充実！



低い基準

子どもに対する保育士配置の国の最低基準	
0歳	3人に1人
1・2歳	6人に1人
3歳	20人に1人
4・5歳	30人に1人

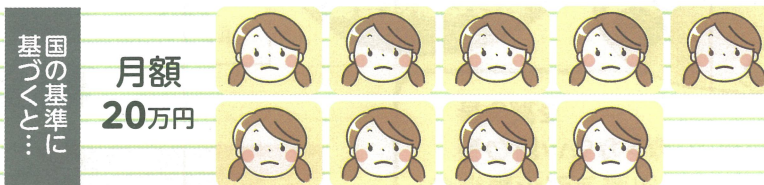
少ない予算

公定価格(保育の費用)で積算されている保育士等の本俸基準額(円)		
職種	2016年	2000年
施設長	253,300	270,000
主任保育士	234,498	241,256
保育士	199,920	194,600
調理員等	170,600	168,300

資料:月刊『保育情報』(全国保育団体連絡会)

ある保育所の配置例

0歳児…6人 1・2歳児…24人 国の最低基準で計算すると
3歳児…20人 4・5歳児…60人 **保育士合計は9人**



子どもの安全確保
のため増員

長時間開所
のための増員



国基準の1.8倍の16人を配置(正規は6人だけ)

低賃金化 & 非正規化

大幅職員増！ 自分のための8時間を確保して「福祉は権利」を実現します